

開示証拠の複製等の交付等に関する規程

(平成十八年三月三日会規第七十四号)

(目的)

第一条 この規程は、日本弁護士連合会会則第十六条の規定に基づき、刑事訴訟手続において検察官から弁護人に開示された証拠の複製等を被告事件の審理準備等のために交付等する際の弁護士の職務の規律を定め、もって被告人の防御権及び弁護人の弁護権を保障しつつ、弁護士に対する信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 開示証拠 被告事件の審理の準備のために検察官から弁護人に閲覧又は謄写の機会を与えられた証拠をいう。
- 二 複製等 複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。
- 三 審理準備等 刑事訴訟法第二百八十一条の四第一項各号に掲げる手続又はその準備をいう。

- 1 -

四 交付等 複製等を人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供することをいう。

(被告人への交付等)

第三条 弁護士は、開示証拠の複製等を被告人に交付等するときは、被告人に対し、複製等に含まれる秘密及びプライバシーに関する情報の取扱いに配慮するように注意を与えなければならない。

2 弁護士は、前項の規定により複製等を交付等するに当たり、被告人に対し、開示証拠の複製等を審理準備等の目的以外の目的とする交付等の禁止及びその罰則について規定する刑事訴訟法第二百八十一条の四第一項及び第二百八十一条の五第一項の規定の内容を説明しなければならない。

(被告人以外の者への交付等)

第四条 弁護士は、開示証拠の複製等を被告人以外の者に審理準備等のために交付等するときは、使用の目的を達成するために必要な範囲を超えて複製等に含まれる秘密及びプライバシーに関する情報を伝えることのないように注意しなければならない。

2 弁護士は、前項の場合には、審理準備等のための使用を終えた後、速やかに、複製等を弁護士に返還し、又は

- 2 -

適切な方法で廃棄し、若しくは削除するように求めることその他の方法により、秘密及びプライバシーに関する情報が使用の目的を超えて漏れることのないように注意しなければならない。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。